

自由主義・ボランティア・公共性

岡 本 仁 宏

「身を労するかわりに、金を出してみるがよい。やがて諸君の手には鉄鎖が返ってくるであろう。あの『財政（ファナンス）』『finance』という語は、もと奴隸の言葉であつて、都市国家（シテ）においては知られていなかつた。本当に自由な国では、市民たちは万事自分の手で行い、なに一つ金すくではすまらない。彼らは自分の義務を免れるために金を払うどころか、金を払つてもいいから自分の義務は自分で果たしたいと思うだろう。」ルソー、井上幸治訳『社会契約論』中公文庫、一二四一五頁。

本稿は、自由主義の新しい扱い手を模索しようとする一つの試みである。⁽¹⁾

ボランティアなどについて政治思想学者が語るのは、顰蹙を免れないであろう。それは、おそらく、二つの意味においてそうであろう。

第一に、政治とは善意を越えたところにあるであろうからである。多くの政治学者は、鋭い人間と社会の観察者ラ・ロシュフーコーとともに、「我々の美德は、ほとんどの場合、偽装した悪徳に過ぎない」⁽²⁾と考え、「人は自分が他人の邪魔になるはずがないと信じ込んでいる時、えてして他人の邪魔をしているものだ」と述べてボラン

自由主義・ボランティア・公共性

論 説

二

ティアの「善意」の底をえぐろうとするであろう。シュミットは、「眞の政治理論とは、すべて、人間を『悪なるもの』と前提する⁽³⁾」と喝破した。確かに大量虐殺をも視野におさめるべき政治の世界の言葉は、ボランティアの世界とは相いれないということには、説得力がある。その意味で、ボランティアに関する議論を政治思想のなかに持ち込もうという試みは、場違いの感を否めないであろう。

しかし、「すべて、人間を『悪なるもの』と前提する」ことは、少なくとも、人間を「偽装」が必要である存在とみなすということを無視することではない。プラトンの正義論における「最も不正な人」の事例も、回りからは正義の人と思われているが、その内面では不正であるという存在であった。⁽⁴⁾この現れ、外見の意味を無視すれば、実は政治学自体がまた成り立たない。アレントもいうように、政治とは本来優れてこの現れの世界のリアリティに依拠するものであるからである。⁽⁵⁾

また、そもそも「悪なるもの」自体が一義的ではないともいえよう。戦争の際の自己犠牲的英雄は、敵から見れば「悪」であるかもしれない。利己的人間を仮定する個人主義的な合理主義理論は、しばしば「長い間には（In the long run）」という魔法の言葉によつて、利己心を拡大して不可解な人間の行動を解釈しようとする。またマンデヴィルを出すまでもなく、個人的な悪徳が全体の美德に繋がるかもしれないとの同様に、個人的な美德が全体の悪徳に繋がるかもしれない。いずれにせよ、ボランティアが「善意」との関係を持つからといって、政治思想の問題として取り上げられないというわけではなかろう。

ちなみに、近代の政治思想が、マキヤベリの「現実主義的」「科学的」政治学によつてその道を開かれたとするならば、『リウィウス論』に見られるような共和主義的な徳やふるまいへの関心もまた思想史学の対象である。我々

の政治思想史や政治学も、またあえて言えば新聞報道も、政治という人間の営みについて悪を暴露することが「眞実」の把握であるというイデオロギー的なゆがみをしばしば持つことがあるようと思われる。⁽⁶⁾このことは、もちろん、啓蒙主義史観に立つとか、性善説的人間観に立脚するということでは、全くない。例えば、ニーチェの「権力への意志」が人間のなかでいわゆる利己心として表現されるか英雄的な利他心として表現されるかは文脈による。諸個人の主に直接的な経済的利害関心に引証して説明することこそが「リアリティ」をもつというイデオロギーは、アレントの「リアリティ」論を待つまでもなく、高度に近代主義的であろう。

また第二に、ボランティアを取り上げることへの抵抗感は、そのような現代的個別的事象を政治思想学のようなアカデミックな議論が対象とすることへの違和感である。ジャーナリズムではない学的な認識は、「ミネルヴァの梟は夕暮れに飛び立つ」といわれるよう、カラスや雀のように朝方から起き出してはまずいのである。しかし、政治思想の学的営みには、政治思想史のみを対象とするのではなく、常に歴史との会話を絶やさすことなく現実の諸問題の哲学的思想的解釈作業に貢献することも含まれるはずである。我々の日常生活のある種の薄っぺらさに対し、本来伝統との対話をなりわいとする学的営みの日本的な自閉性が貢献しているよう思われる。いずれにせよ、先に述べたようなボランティアを政治思想学の対象として取り上げることに対する違和感を前提としつつ、その場違いの感覚を消費することによつて学の営みの豊かさに貢献したいというのが本論文の意図となる。

一、自由主義とその補完的公共イデオロギー

一一一 自由主義⁽⁷⁾

自由主義から始めたい。もちろん、現実には、多様な自由主義観念がある。ここでは、仮設的に「法の支配」をその核心として考へるようしよう。それは、例えば、次のようなロウイの主張に見られるように、少なくとも一つの核心的な部分を担つていると考えられるからである。

「自由主義が、もし、大きな積極国家を統治することができ、同時に官僚制の勝利に対しても代議政府の痕跡でも残すことができる公共哲学として復帰するべきであるならば、法の支配を奉ずる以外には選択肢はない。法の支配は自由主義が提供できる唯一の絶対であり、それが必要とする唯一のものである。もし、特定の政策や政府の行動に『手続それ自体』以外の基準なり正当性があるべきであるとするならば、それは法の支配である。もし、(集団参加者の権力や影響力以外に) ノーと言える自由主義的政体の根拠があるとすれば、それは法の支配である。もし、自由主義が教えられる市民的徳 (civic virtue) があるとすれば、それはこれでなければならない。それなくしては、自由主義は舞台に再び悲劇として登場するだろう。もし、法の支配を何等かの実質的道徳的内容と取り替えようとするなら、それは、茶番劇になるだろう。」(傍点引用者)⁽⁸⁾

一一一 自由主義の補完的公共イデオロギー (Complementary Political Ideology)

自由主義が、実質的な内容から切り離されてすぐれて形式合理性として提示された場合、つまり、自由主義が要求する国家の価値的中立性と法の支配の形式的道徳性、さらに近代的な「作為」の論理の政治思想化を自由主

義の核心的内容として把握した場合、自由主義は、それだけで（国民）国家を正統化することはできない。自由主義の国家理論の歴史的確立に中心的意義を持つたのは、もちろん社会契約論であろう。しかし、近代国家の三要素とも言われる国家権力、領土、国民のうち、社会契約説が正統化し得るのはすぐれて国家権力であり、その他の領土及び国民は、その理論の内に安定的に位置づけられ得ない。自由主義は政治の世界を基礎づけるイデオロギー＝観念体系として体制の支配的な政治思想であろうとするならば、他の政治的イデオロギーを必要とする。特に国家の領域性や国民性と結び付き、公共部門を維持する、あるいは、公的な活動を支え動機づけるような思想が必要となる。自由主義的な価値の維持のためにも、非自由主義的（反自由主義的である必要はない）なイデオロギーを維持する必要がある。この思想を、自由主義の

補完的公共イデオロギー (Complementary Public Ideology・略称 CPI)

と名付けよう。この補完的公共イデオロギーとしては、様々な政治思想がありえる。

それは、まず第一に、特殊主義的共同体主義的な、たとえばナショナリズムなどの形としての、実質的合理性の主張である。この「特殊主義的な補完的公共イデオロギー (Particularistic Complementary Public Ideology 略称 PCPI)」は、自由主義がその中で機能する政治共同体の存立を支えるものである。ロックが寛容の権利をカトリック教徒や回教徒、無神論者に対しても適用しないことについて、かつて丸山真男は「こうした除外がなされている」とは形式的意義での自由主義というものが絶対的には存立し得ず、それが一定の現実的意味を持ち得るためには、つねに具体的状況における『敵』に対する自由の否定を伴わねばならぬことを示したもの⁽⁹⁾と指摘した。この「敵」に対する自由の否定は、もちろん戦後ドイツの『戦闘的民主主義』にみられるような自由

論 説

六

主義・民主主義を否定するものに対する権利の制限を導く類の問題であるとともに、同時に、「形式的意義での自由主義」の背後にある政治的共同体の、いわばスミス的な「同感」原理が働く政治的共同体の共有する実質的な「善」の問題を提起しているといえよう。

このような自由主義の存立の基盤にあるものに対する、あるいは自由主義という政治制度を支える実質的な価値構造についての探求は、周知のように近年では、コミュニケーション主義の主張として最も鮮明に主張された。

他方、第二に、自然法や普遍的理念として普遍主義的な実質合理性の主張も、自由主義を成立させるために不可欠のものであろう。この「普遍主義的な補完的公共イデオロギー（Universalistic Complementary Public Ideology 略称 U C P I）」は、自由主義を特定の共同体への忠誠を越えて成立させるものであり、自由主義の核心としての法の支配の教義を支える。たとえばあるときは超越的な神概念として、またあるときはカント主義的な普遍主義として、あるいは世俗的な基本的人権の主張として、特定の歴史的共同体の共同性の生み出す権力性を制約する価値的根拠を表現する。もちろん、このような普遍主義的イデオロギーを再度特定の共同体で分かち持たれている倫理的な内容の解釈として提示することも可能であるばかりか不可避であるが、少なくとも一旦論理的に特定の共同体を越えた普遍性を指向することがこのイデオロギーの条件となる。この指向は、右のように歴史的共同体の特殊性を制約する可能性を開くと同時に、特定の共同体を越えた侵略性を合理化する可能性を開く。もちろん、P C P I も U C P I も含め CPI のような共有される価値世界の必要性を、認めないか、あるいはその可能性を否定する論理的方向も考えうる。しかし、前者は、ホップス問題を解決できないし、また、後者は、その必要性を認めれば積極的秩序形成の論理に対する絶望である。

他方、CPIのような共有価値部分ができるかぎり少なくしようと試みもある。しかし、CPIを薄くすることは、自由をもたらすと安易にいうことはできない。なぜなら、全体あるいは互いの共通性に対して無関心になることが、個々人の自由を保障するとは考えられないからである。自由の維持、実現のためにには、自由を侵害するものに対し一定のルールにしたがつて執行しうる意志、秩序、力が必要であるからであり、その基盤に共有価値の問題が問われるを得ないからである。

二一三 ニーチェかアリストテレスか

ところで一般に、近代思想に対するオルタナティブ、あるいは基本的な対抗イデオロギーの問題を考える場合には、「ニーチェかアリストテレスか」という問いは、基本的な問い合わせであろうと思われる。⁽¹⁰⁾ それは、近代思想としての自由主義の限界領域の問題について考える場合にも、重要である。

一方で、ニーチェからどのように共同性を組み上げるかについての展望の困難さは、つとに指摘されているところである。もちろん、美学的な通路（演劇的といつてもよい）の可能性、崇高さに通ずる通路もある。しかし、それは、伝統を通じてアリストテレスの道（存在への回帰 諦念の上に立つ「運命愛」といつてもよいかもしない）へ連なる。ローティの意味での自由主義の擁護にしても、コノリーのそれにしても、ある水準で既存秩序の前提としている価値観（デュウイ的なプラグマティズムが信頼していたもの）に無前提に依拠するように思える。この依拠をはずした場合には、力への歯止めのなさの問題を無視することができず、秩序を組むことができないように思える。

論 説

八

他方、アリストテレスからは、共同性は組み上がるが、伝統への批判をどのような形で成立させるかの論証が容易ではない。端的に言えば、つまり、奴隸制抜きのアリストテレスは可能か、についての曖昧さがつきまとつのである。このような「ニーチェかアリストテレスか」という選択肢の必然性とその展望に対する行き詰まり感が、「我々の時代」の閉塞感を産み出しているのであろう。

しかし、我々としては、「少なくとも自由主義という政治秩序を成立させるためには、CPIが必要である」ということから議論を始めたいと思う。その意味では、この試みでは、少なくとも試論的にニーチェ的な展望への断念を前提として始めるにしよう。

ただし、もちろん、CPIが厚くなることが一般的に望ましいといふこともできない。自由主義にとつての補完性を定義的的前提としているとしても、その拡大が自由主義 자체を脅かす可能性が常にはらまれているからである。また、できる限り薄いCPIを追求することも、その特定の形態の追求と共に意味あることであろう。しかし、我々は、始めに問題関心として、CPIを無視することの危険性を指摘したいし、また同時に「私化」に対して距離を置きたい。なんら公的な世界と繋がることのない孤独な「私」を賞揚できるほどに我々の社会は完璧な管理社会化を達成していない。

自由主義にとって、CPIの補完性の形成の形態が歴史的文化的に変容していくのは当然である。特に、ナショナリスティックな形態や宗教的な形態でCPIが安定的でなくなっている現状において、その現代的形態の形成の可能性を問うのは必要な作業であるように思える。

二、その維持、生成のために

二十一 所与的なるものへの依存（西部、オークショットから、ラートブルフ、Michael Walzer も）

このような自由主義のCPI形成のために依拠するべきものとなるのが、近代的な作為の論理に対するものとしての、所与的なるもの、であり、その可能性は、第一に、伝統及びそれを育み体現するとされる共同体であり、第二に、自然であると思われる。もちろん、これらは相互に重なることになるが、伝統及び共同体への依拠は、ナショナリズム、エスニシティ、「アジア主義」、古典（ブルーム）、宗教、習律、慣習、言語共同体、civilityなど、の形でしばしば表現される。自然への依拠は、自然法や「科学的」遺伝子理論などの自然主義、神秘主義などに表現されるであろう。外部としての身体環境と自然環境とは、何らかの形で言語世界に取り込まれ内部化される。このようにアリストテレス主義的世界の構成要素は、色濃く表面化していくことになろう。

このような依存を前提としつつも、そこには、広範な多様性が存在している。現代では、アリストテレス主義は、必ずしも保守的思想にのみ結びつけられるのではない。西部邁やオーカショットから、ラートブルフ、さらにはマイケル・ウォルツァー⁽¹¹⁾やイアン・シャピロらのような左翼的な論者も所与的なるものへの依存を前提としてその議論を開拓している。あえて、誤解を恐れずにいえば、無自覺的なアリストテレス主義とニーチェの洗礼を受けたアリストテレス主義との間には大きな相違があるといえよう。

二十二 形成の論理

自由主義・ボランティア・公共性

論 説

一〇

このような所与的なるものへの依存は、もちろん何らかの無自覚的な依存である場合にこそ、まさに「依存」可能なのではあるが、しかし、「近代の酸」(W・リップマン)に侵された我々は、当然のこととしてその依存性をも対象化しようと/orする。それは、例えば解釈学的実践として、あるいは熟慮として表現されたりする。哲学者の内省による発見、発明であるよりも、その解釈学的実践としての「熟慮」へ、さらに、内省ではなく「コミュニケーション的行為」(ハーバーマス)による形成が、さらに単なる会話を育む「実践」や「運動」による形成も展望されることになる。

このようなCPI形成の方法は、真理として展開された大理論の受容よりも、むしろ自らの生活世界からの知の組上げの可能性が探求されるということである。

この「運動」による形成の可能性の追求について、いわゆる「先進」資本主義諸国においては、少なくとも二つの形でその事例を把握することができるようと思われる(他にも例えば様々な新興宗教の展開も重要であるがここでは取り上げない)。この二つの運動は、近年の市民社会論の形成に大きな影響を与えていた。つまり、運動の様々な表現は、「市民社会」への注目の重要な要素なのである。

さて、その第一は、主にヨーロッパで特に注目されているいわゆる「新しい社会運動」である。⁽¹²⁾

第二は、主にアメリカで注目されている「ボランティア」などの「トクヴィル・コネクション」である。⁽¹³⁾ social capital, civic communityへの関心もこの文脈で注目される。⁽¹⁴⁾

日本といえば、広範な批判があることを前提にしつつも、近年の事例で言えば、前者の代表的形態が薬害エイズの運動等であろうし、後者の代表が阪神大震災の際のボランティアの働きであろう。

これらは、通常、直接的には政治的な、あるいは政治に収斂するような運動ではない。むしろ、市民社会領域における、意味、あるいは意味ある生活の探索の試みが、様々な形態をとっているということができる。これらの運動は、多くの場合、非常に個性的な組織者を中心にしている。とはいっても、このような運動が、ウェーバーが期待したようなカリスマ、あるいは「超人」のような存在から出てきたり、また逆にそれらの存在を生み出すなどということを期待しているのではない。また、もちろん、意識的に自由主義のCPI形成のために存続しているわけでもない。しかし、少なくとも、それらが、ある種の公共性を紡ぎ出そうとしていることは明らかなのであって、CPI形成という我々の問題関心から十分に関心を引くところである。以下、本稿では右の二つの運動の後者、すなわちボランティアについて検討してみたい。

三、ボランティアと市民社会論

三一一 その意味の不安定性

三一一一 震災ボランティアの経験から

ところで、筆者が偶々遭遇した阪神大震災の際に参与した震災関連の救援活動とその過程で垣間みた多くのボランティア団体は、筆者に結果的には参与観察の機会を与えることになった。

ここでは、残念ながら具体的な個々の事例をあげる余裕はない。しかし、それらの経験の中で、最も強く意識されたのは、ボランティアの社会的な位置づけが非常に曖昧であるということであった。ということは、なにも学者の理論的関心において曖昧であるということのみではない。被災者の自立にとつてボランティアはいつまで

論 説

二二

どのように支援するべきか（例、どこまでボランティアはるべきか、撤退の時期の問題）、避難所の管理・運営において行政責任をどのように追求するべきなのか（例、被災後一ヶ月経つて避難所の夜警をボランティアがし続けるのは、行政の役割との関係でどう考えるべきか）、地域の営業を圧迫しないような物資の供給はどうあるべきか、自分で買ってもらうことと支給することどちらが自立に寄与するのか、などの問題は、決して机の上の問題なのではなく、日々第一線で活動するボランティアたちが現場で悩んだことだつたのである。

つまり、非常に実践的な水準において、行政、市場、また本人の自助との関係において、ボランティアの守備範囲とは何か、その存在意義は何かが問題となつたのである。もちろん、少なくとも一定期間その活動は不可欠なものであったので、当時の状況における限定された意義についての疑いはなかつた。しかし、行政や市場が十分に機能すればボランティアなどはいらぬものであり、本質的に暇な人間の自己満足にすぎないのではないか、という問いは、（たとえそのままの形では当時の現実の圧倒的な必要性の前では問われなかつたにして）常にその境界領域において問われ続けたのである。⁽¹⁵⁾

このような問いは、結局のところ、市民の公益的活動の社会的位置が、我々の社会認識の枠組の中で、またその重要な表現としての従来の社会にかんする学問的な認識の構図の中で、明確な像を結んでいないということから來ているように思われる。そして、この背後には、「自立」とは何かという、より基本的な近代社会の基本にかかわる問い合わせが存在している。

このことは、第一に、通例意識される資本主義—自由主義の政治経済学における典型的な構図に起因する。つまり、一方で、市民社会は、まず欲望の体系として、人々の利己心の活躍する場として觀念される。他方、政府

は、この利己心の運動によつて救いとられない社会的役割を果たすものではあっても、現実的には利己心をもつた諸個人の構成する権力として、本質的には必要悪として觀念される。したがつて、市民が自發的に公益的な活動をすることが、理論的には「逸脱」としてしか把握されない。

また第二に、伝統的でありかつ現代的でもある「お上」あるいは「金づる」としての官僚制への依存の意識に起因する。そこでは、公私関係は、公的なものをすべて担うお上＝官僚制と、そこから私的であるとして常に公共性を持たぬものとして排除され猜疑をもつて見られる私人との織りなす世界として構成される。

どちらの場合においても、市民の自発的な公益活動が位置づけられる領域がない。もちろん、このような構図は、歴史的にも伝統や思想の解釈としても間違っているということはできようが、少なくとも現代社会に対する典型的な見方として無視することができない力を持つている。この図式のもとでは、ボランティアの社会的な位置は不分明なままである。

ウォーラスの把握した「大社会」においては、教科書的に語られるように、整備された専門官僚制の世界（政府であれ企業であれ）によってあらゆる領域が構造化されようとする（ハーバーマスの認識もこの文脈で理解されうる）。現代社会において「意味ある」ことをなそうとすれば、そのような組織の機能不全を是正することが目指さなければならない、という正当な主張の陰に、既存官僚制に入りきらぬ社会活動の領域の不安定性、状況性に対する不信がある。しかも例えば日本では、少なくとも私企業システムにおいては、私的な営利追求を掲げれば新しい組織形成への道が開かれているのにもかかわらず、公的な目的追求、あるいはあるいは少なくとも私的な営利追求以外の活動様式に対しては、近年に至るまでそのような組織形成にすら法的には不信の眼が向けられ

てきた。

三十一十二 アメリカ的文脈と反国家主義への批判 ボランティアは役にたつか？

アメリカでの近年の急速な civic community への関心の高まりは、一方で、アメリカらしい非常に実践的な多くのプログラムを生みその経験を蓄積しつつあると同時に、他方で、その熱狂に対して重要な批判が提起もされている。例えば、核心的社会問題、特に、人種・貧困と結びついた諸問題、いわばアメリカ的な「階級的問題」のようないくつかのハードな問題に対しても、ボランティアはその解決の方法とはなりえない、であるとか、ボランティアなどの活動は、そのパフォーマンスが市場活動のように厳しく評価されておらず非効率であるなどの批判がある⁽¹⁶⁾。また、草の根から自発的結社が立ち上がりてきて社会を支えるというような「トクヴィル・ロマンシティズム」が福祉国家への攻撃の一形態としてのボランタリズムを支えているという批判もある⁽¹⁷⁾。

このようないくつかの批判を前提としてなお、ボランティアリズムは、どのような社会的意味を持っているかを、問うべきである。そして、その場合、やはり市場と政府との関係の問題が焦点となる。

三十二 公共性とボランティア⁽¹⁸⁾

三十二一 多様な公共性（公共事務）の担い手

ボランティアを市場、政府との関係で位置づけるために、公共性の遂行主体について考えたい。頻繁に使われる「公私との役割分担」という語法では「公」とは行政部門をさす。しかし、例えば、企業活動の基本的部分はたとえその直接的目的が利潤追求であっても、その追求を媒介にして社会的公共的な財・サービスを生み出す活動

である。また、イギリスのパブリックスクールは私学であるが、貴族の家の家庭教師による教育の私的性を拭し、パブリックな領域を担っている。私学の教育も、パブリックなのである。現実に公益団体（財團法人、社團法人）等や学校法人や社会福祉法人等のような特定目的の公益団体、近年では特定非営利活動法人、さらに様々な法人化されていない民間の諸団体によって重要な公事務が遂行されている。さらに言えば、政府が非公共的な役割を果たすこともある（例えばユダヤ人を含むドイツ国民にとってナチス政府は公共的ではない）。したがって、公共性と政府とをいつたん切り離して考えることが必要である。

公共性は、社会の多様な主体によつて担われていると考えたい。政府のみが公共性を担うのではない。もし、政府のみが公共性を担うのであれば、それ以外の社会的主体はすべて「私」の領域に押し込められることになる。確かに、近代的な政府と市場のシステムは、公共・共同事務の遂行を権利として非人格的に（つまりパーソナルな関係抜きに）他者に遂行させることを可能にし、人格的自立の基礎を与えた。人格的依存関係を打ち破り、当然の権利としての社会的共同協業のネットワークを確立することには、非常に積極的な意味がある。本来、依存関係は、必ず、心理的、制度的、政治的支配を生むからである。いつも「ありがとう」と言わたいボランティアからなる「100%ボランティア社会」はかつて望ましい社会ではない。しかし、同時に、政府と市場のシステムはこの社会的共同関係を隠蔽し、政府のみに公共性を独占させる傾向を示した。つまり、利己的な個人からなる市場と公共的な政府という分担が構図として受け取られる。しかし、本来、公事務、共同事務が社会の中の多様な主体によつて重層的に担われているという事実を再度、認識すべきである。つまり、民間による公事務の遂行を事実として受けとめるべきなのである。

論 説

一六

そして、この社会的共同の多元的な水準を、意識化しかつ育てていくことが重要である。こうしてはじめて、ボランティア活動を広い意味でこの社会的共同、つまりは自治の一環として把握することが可能になる。

三十二 非人格的社会関係の領域 市場と政府

この社会的共同の中での政府の役割を規範的に提出するためには、一、市民社会の自立性、二、市民社会による政府のコントロールの程度、の評価が必要である。現代社会では、一は低く、二も困難である。したがって、政府の課題を限定的に理解し、市民社会によるコントロールの程度に応じて他の課題を引き受けさせるべきであろう。

このような文脈での政府の基本的な課題は、権利の実現である。ボランティアとは異なる非人格的社会関係の領域においてこそ、基本的な権利の実現をはかることができる。それ以外の課題は、政治選択、つまりコントロールの実質性が確保されるという条件で政府は担うことができる。

しかし、同時に、この課題を、政府はすべて自ら担えないし担うべきではない。多様な主体によつて政府の課題は担われるべきである。ただし、その際に、あくまでも市場的統制あるいは公開的民主制の確保が必要である。

三十三 ボランティアの社会的位置

三十三一 非権利領域の活動、新しい公共性の紡ぎ出し、そして社会的共同の自覚化

ボランティアは、基本的に非権利領域の活動として位置づけられる。しかし、この活動は、権利の境界線を担

う。というのは、権利の基礎にあるのは、常に社会的共感であるからである。しばしば安易に「人権の普遍性」といったりするけれども、日本人水準の生存権をアフリカで飢えている子供たちに即座に与えようという主張は、現実政治の上で力を持たない。その子供たちを「自分たち」と感じられるかどうかが、権利を支える決定的なポイントである。また、例えば車椅子が役所に入れるのはおそらく日本では権利化しているであろうが、しかしベッドに寝たきりの人が入ることは権利であるとは考えられていないであろう。その根拠は、社会的な共感と合意なのである。このような合意を生み出す最前線にボランティアは立っている。

また、ボランティアは、新しい公共性を紡ぎ出す。行政の下請けであるよりもむしろ、民間から、私から公的な領域を形成していく活動であるといつてよい。パブリックスクールの事例で示したように私的世界から共同的なものが紡ぎ出され、さらにそれが開かれたものとして公的なものを担っていくことになるからである。

本来古代ギリシャ以来少なくともルソーに至るまでは、民主主義とは、公共事務の決定のみならず、むしろ執行を担うということであった。この意味では、ボランティアは、この古典的民主主義を現代的な形でプロセスとして再生させていることができるだろう。単に私的なエゴの表出でなく、公的なものを担っている市民としての自己確認こそが、行政を適切に位置づけることを可能にする。実際、しばしば、行政が解釈する公共性とは別の公共性を生み出す。そのような公共性の海の中に浮かべられて始めて行政はその本来の役割を果たすことができる。この公共性の導出は、後に見るようく政治に連なっていくであろう。

またボランティアは、二つの意味で社会的共同の自覚化をもたらす。第一は、政府や市場の機能を問い合わせし、社会的相互依存性を自覚化させる。これは自治としてのボランティアという見方を形成する。第二は、「共生」と

論 説

一八

いう言葉で表される水準の自覚化である。それは、自立を超えたところでの共同の観念であり、個々のアイデンティティにかかる水準での共同性の問題である。

三十三一一 制度的諸構造の存立条件としての意味—社会資本

ロバート・パットナムは、「一人でボウリング…アメリカの衰退する社会資本」という論文⁽¹⁹⁾で学界を越えてアメリカの一般社会にまで話題を提供した。彼をその代表者として、近年アメリカで自発的な社会活動の衰退とその復興の方策に対し強い関心が寄せられている。⁽²⁰⁾この場合、ボランティア活動をその核心とする社会領域 civic community は、例えば、彼のイタリアにおける研究の表題にもあるように「民主主義を機能させる」ものである。政府のパーフォーマンスに決定的な影響を与える、また、経済の発展にも強力な影響を与える「社会資本」としての位置づけが与えられる。パットナムによれば、「イタリアのあるリージョンでいくつ合唱協会があるか教えられれば、そのリージョンの政府からの医療代金の返金に何日間かかるかを二日の誤差でいうことができる」。⁽²¹⁾フクヤマが様々な国々での「信用」の形が企業行動の形を決めるという場合にも同様の点への注目がある。⁽²²⁾

これらの文脈においては、市場にかかわっては、スミスの『道徳情操論』における「同感」原理の問題が、また政府にかかわっては、ルソーにおける「一般意志」導出のプロセスの問題が、近代の展開のなかで再出してきているともいえよう。国家の制度が市民社会の形を規定するという通常の把握とは逆に、統治システム、経済システムの信頼性が、市民社会の在り方によって規定されているということに、市民社会論の可能性を見ることができる。アメリカにおける市民社会論への近年の注目の文脈は、まさに、この水準に定礎されているのである。⁽²³⁾

このように、ボランティアをめぐる最近の議論からは、我々が始めに提起した自由主義の補完的公共イデオロ

ギー（CPI）の形成の問題が提出されているということができる。もちろん、この水準においても様々な論点が提示されうる。それが国家の担う公共性とどのような関係にあるのか、ということが、先の公共性論にもかかわらず、最も核心的な問題であろう。この文脈での二つの方向からの検討課題を提示しよう。

四、二つの論点

四一一 政府へのインプット、あるいは公共性の導出にかかる論点——いわゆる「新しい社会運動」との関係 四一一一 ポランティアと「新しい社会運動」の位置

公共性の導出、あるいは自由主義の視点から見ればその補完的公共イデオロギーの形成の問題は、ポランティアの政治化と特に「新しい社会運動」との関係において最もよく検討されるであろう。最も単純な解釈は、もっぱら政府へのインプットにかかる「新しい社会運動」、アウトプットにかかるポランティアという把握である。しかし、この図式には多くの問題がある。

第一に、政府に独占されるべきでない公共性の問題を考えれば、公共性の内容定義・形成にもっぱらかかる「新しい社会運動」と公共事務の遂行にかかるポランティアと把握し、政府とともにその多元的な公共性の導出と執行のチャネルを構想すべきである。ウォルツァーの「配分の社会化論」⁽²⁴⁾もこのような文脈で参考になる。しかし、このような把握も実は不十分である。

というのは、第二に、このような導出と遂行との明確な分業を措定することができないからである。「新しい社会運動」 자체が、諸論者が強調するように、政治へのインプットを通常その主要目的としているわけではなく、市

論 説

二〇

民社会自体の変化、生活世界自体の変容を担うことがその重要な在り方であるし、またボランティア自体もソーシャルサービスと区別されたソーシャラーアクションが月並みな活動であるように、月並みに政治を内在させていられるからである。このような文脈のなかで、政府の新しい位置づけの必要が問わされることとなろう。

第三に、公共性の導出、自由主義の補完的公共イデオロギー（CPI）の導出の過程は、いうまでもなく、その過程において様々な対立を表現する。それらは、当然のことである。マンションの再建問題に見られるようにその対立は市民相互間の激しい利害対立であり得るし、またボランティア団体の間での共同が取りにくいくらいという常識からしても、それぞれの表現の独特的の形の間の対立でもあり得る。また、さらに、市民社会領域における支配被支配に至るような力関係の存在の可能性を見ないものは、少なくともマルクス以前であることは間違いない。

公共性導出とは、様々な不均等な力関係、利害対立を前提として初めてそのリアリティを持つことができる。マンションの再建が利害対立によつてできないというデッドロック状況の可能性も当然あるし、また制度化された既存利益との間の激しい対立から物理的暴力すら解放される可能性も排除できない。

しかし、マルッチがいうように、現代は閉鎖的なアイデンティティに安住することができるような世界ではない。本質的に公的な情報世界のなかでの対立と合意形成、そのため影響力行使が決定的な世界である（この文脈については、Melucci や Cohen & Arato）。現代を把握するためには、制度的に排除された奴隸なき市民社会、しかも緊密な情報化社会の内部世界の展開に眼を据えなければならない。

そして、もちろん、外部としての環境（身体を含む）、また外部としてのいわゆる「南」（外国人労働者や人種問題を含めて）の問題の内部化が最も重要な課題である。そして、我々が瞥見したボランティアや「新しい社会

運動」の重要な部分は、このフロンティアとの接触によってその意味世界を構成しようとしている。ただし、いうまでもなく、この「外部」性は相対的なものである。絶対的な「外部」は、「物自体」や「神」とともに消滅したからである。

四一一一二 共通するもの

この他にもボランティアと「新しい社会運動」との間に共通するものは多い。

その第一は、リーダーシップの特質である。ボランティアは、いわゆる「行政下請けボランティア」から先鋭な運動型ボランティアまで非常に多様なスペクトルを持つている。ただし、それらのなかで活発な活動を形成している場合には例外なく（カリスマ性とまでいいう必要はないけれども）非常に強い個性をもつたりーダーの存在がある。彼女／彼らは生活の場に対する知的な関心を持ち、グランドセオリーや解釈による目的設定ではないがゆえの限定性と、限定的ではあれ発信することを可能にする程の自信を持つ。そして、多くの場合オルタナティブな生き方への提案をもつ。しかし、その内容は一定ではなく具体的な活動を通じて常に変容し、その模索の過程 자체が運動化されている。様々な意味形成作業の展開は、常に具体的な迷いのなかでの創造、選択、発見、解釈として行われる。

その共通性に関して指摘できる第二の点は、市民社会領域での活動的重要性であり、政治還元主義ではないということである。少なくとも現代の政治課題は、先進資本主義国の内部の市民にとっては、日常的な戦争と革命と飢餓ではない。それらは、人々の日常生活から排除されている。そこでは、反政治主義と私化が可能な世界が広がっている。むしろ、外部への構想力と異なった生活の在り方への構想力とが、例えば原発事故や核戦争の危

論
説

二二一

機などの現実的な不安を感じるためにも不可欠となつてゐる。今のシステムの支える生活から「降りられない」という強迫観念や恐怖とは、システムの既存の分業体系に従事することとは別の社会関係の可能性を開くことなくしては克服できない。これらの活動は、ともにこの可能性を開こうとする。

そのような別の社会関係の可能性は、綱領的展望に裏付けられたトータルな社会構想ではない。ある構想の実現を目的を目指すための手段的な闘争としてこれらの活動を描くことはできない。このことは別に反政治主義ではないし、反政党主義でもない。しかし、伝統的な固有の政治領域に収斂されることを拒むのである。

むしろ、現在個々の活動を通して結ばれる具体的な人間関係のネットワークの形成作業にしか別の社会関係の可能性はないというスタンスがある（Melucci が「現在の遊牧民」として現在にこだわる理由の一つはここにある）。あえていえば、そのような市民社会領域における様々な非営利的活動が多様に展開され社会的に安定した位置を占めるような社会であつて、それが、公共性領域を豊かに形成し、その中に政府と市場のシステムを浮かべることができる、かつ限定することができるような社会が、目指されているといえよう。

四一二 公役とボランティア——賦役国家の再生か古典的民主主義の再生か

四一二一 いわゆる「下請けボランティア」の問題と行政による「ボランティア政策」の問題からボランティアについての多くの言説の一つの焦点は、いわゆる「下請けボランティア」への批判である。この領域にかんする問題は、日本では例えば社会福祉協議会の問題や総動員体制との比較としてしばしば批判的に言及される。最近では、ボランティアに対する一定の関心の高まりを反映して、行政の「ボランティア政策」が論

じられる。またボランティア団体の側からの支援への期待も多い。行政は、「下請けボランティア」批判を前提として、本来ボランタリーであることに一つの核心があるボランティアへの「支援・育成」にどのようにかかわるべきかという規範問題が論じられるのである。

また、膨大な財政赤字との関係で行政の守備範囲の縮小の問題として、つまりは行政改革の問題との関連で、ボランティアが言及される場合もある。もちろん、高齢化社会の到来とともに福祉国家化がさらに進行するとすると、この文脈は一層強まりこそそれ弱まることはないであろう。政府システムの存続のための必要として、ボランティアの「育成」の問題が論じられる。

しかし、支援・育成は、当然、支配・統制への可能性を開く。そこで、近年では、互いの対等な関係、それも積極的な協働関係を表現するものとして「パートナーシップ」論が盛んである。本来的に権力資源に関して非対等な組織間での「パートナーシップ」は容易ではない。しかし、そのことを前提として、インターミディアリ組織の開発、行政自体の情報公開と市民参加の促進による決定の客観化、透明性・手続き的正統性の確保、市民社会自体での資源調達の工夫など、様々な具体的な形が提案されている。

このようにボランティアの側からも、あるいは行政の側からも互いの関係についての模索が進行している。たとえパットナムがいうように市民社会領域での市民活動の活発さが行政のパフォーマンスを左右するにせよ、逆に、行政がどのようにボランティアをはぐくめるかについては、容易な答えが出せないのである。⁽²⁵⁾

四一二二 「公役」とボランティア

ところでこの支援の問題は、実は理論的にはより広範な論点を導かざるをえない。

論 説

二四

一般に労働による税外負担に、「公役」（こうえき）がある。広辞苑によれば、「公役」とは、「国家または公共団体から命ぜられた役務、兵役、夫役（ぶやく）の類」であり、兵士としての兵役、人夫として労働提供する夫役（ぶやく）、賦役（ぶやく）に分かれる。ちなみに、賦役を（ふえき）と読む場合は、「一、農民の払う労働地代、二、みつぎ物と労役と」とされており、「公役」のような公的性が特化されていない。

現代国家においても、兵役義務や陪審員制をとる国の陪審員として働く義務、さらに投票義務、また、罰金の代わりの奉仕義務など、それぞれ意味あいは異なっていても、一定の形で「国家または公共団体から命ぜられた役務」は存在する。

「公役」を課することは、国民の意志によつて、原理的には近代民主主義と背馳することなく、決定することが可能であるようである。なぜなら、典型的に言えば、兵役が可能であるならば、公役を排除する原理的基準は民主主義原理の中に見あたらないからである。

ちなみに、かつて第九次改正以前に存在していた地方自治法上の「夫役」（第二二八条）は、合憲と考えられてきた（「普通地方公共団体は、非常災害の復旧のため必要があるとき、その他特別の必要があるときは、夫役現品を賦課徵収することができる。」²⁶）。災害対策基本法六五条一項には、「市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる」とある。災害救助法二四条、二五条、水防法一七条、消防法二九条五項などにも同様の規定がある。このような従事・協力命令によつて、応急の一時的な形ではあれ、国民に対して租税以外の形での公益目的の労働提供は強制されうる。

とすれば、例えば、阪神大震災の際にも、必要があれば、現行法制上も住民に協力命令を出すことは可能であったし、あの状況の下ではボランティアといえども、行政の「人手」として働くことになりの合理性もあつたのである。「言われなくてもするが、言わってもできる」というスローガンを掲げて、行政の復旧のために尽力した「西宮ボランティアネットワーク」のボランティア活動の在り方や、この団体が編成替えされた「日本災害救援ボランティアネットワーク」が、行政協力の姿勢を打ち出しているのもこの意味で理解できるところである。

しかしながら、戦時中の国家総動員法の下の国民徴用制にまでいたれば、一八条の「何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない」という規定との関係で違憲的であると考えられるであろう。

ドイツなどで兵役義務の代替として奉仕労働の義務を課す場合があることはよく知られている。他にも例えはシンガポールでは、national serviceは、軍務（SAF）の他に警察や消防隊、自警団等への従事も含んでいる。日本では徴兵制がないが故に、このような直接の労働力による国家への貢献の強制については視野が拡がりにくい。しかし、このように原理的には可能である。

その場合、財政民主主義や、代議制民主主義の要求を満たすために、国民に対する義務の設定は、慎重な形での民主的手続きの遵守が必要であることは当然である。なし崩し的に負担を強要するのは、もちろん、違法であろう。しかし、法的な手続きによつてこれをしていなのは、兵役の義務を課していないのと同様、国民の政治選択なのである。

ところで、例えば、思考実験として日本で来る高齢化社会の到来に備えて老人ホームなどの介護などの福祉業自由主義・ボランティア・公共性

論 説

二六

務や、国際協力業務に対し、兵役の代わりに年間一五日間、あるいは、二〇歳から一年間の公務奉仕を義務づけたとしよう。このような提案は、もちろん、大きな政治的反対運動をもたらすであろうから、現実的ではないとはいえよう。

しかし、それは冒頭に掲げたルソー的な発想からすれば当然すぎることであり、たとえそれが自由主義国家の「国家からの自由」に背反するとしても、一つの政治共同体にとつてあり得る選択なのである。古典ギリシャ的な民主主義が公務の遂行を民衆が担うことであり、レーニンの『国家と革命』での展望が「すべての国民が國家の勤務員となる」ということであったのも、もちろん、この伝統に属することは周知のことであろう。「公的な役に与ること」はアリストテレスが国民の定義として提出したことであるが、その内容は、もちろん投票することだけではなかつた。

このような選択を頭から排除するのであれば、例えばドイツなどの兵役義務を、根本的に不正なものとして批判することになろう。日本国憲法の平和主義から以外の批判の根拠をたてることは容易ではなかろう。もちろん、専門官僚制としての裁判官制度に対する陪審員制や、強制投票制度などもその一つの形態である。

確かに強制された公務労働は、現在の日本の私的な自由の体制とはなじまないし、現在のボランティアの自発性の発揚の要請とも全くあわない。そもそも、現在の地方自治を含めて自治の現状を鑑みると、このような体制は、総動員態勢の再現に至らずとも、行政への市民の従属を強化するかもしれない。このような非現実性を意識しつつも、公的なものの存在の希薄化が諸外国に対しても一層進行しているように思われる日本の在り方を考える際には、少なくとも一つの思考の対象とすべきであろう。⁽²⁷⁾

一方で、市民の積極的なボランティア育成をはかるという名目による後見的国家による従属的団体の育成を排除しつつ、同時に civic community の活性化のために何ができるかという問題提起と、他方で、国家官僚制の肥大化を抑えつつ市民の公務遂行を単なる賦役としてではなく、本来的な自治の一環としてその機会が提供されるべきではないか（あるいは義務化すべきではないか）という問題提起とに、ともに答えるような構想力が求められているように思われる。そして、そのためには、現代の公共性の構造についての把握が踏まえられなければならないだろう。

五、結びに代えて

本稿で、自由主義の現在をめぐる一つの状況が、ボランティアという政治思想では扱うことの恥ずかしいものを取り上げることによって、垣間みられることを期待したい。しかし、もし我々が解体する可能性さえはらむ自由主義に対して新しい生命を吹き込もうとするならば、その補完的公共イデオロギー（CPI）の探求の試みは重要であるように思われる。このような課題に対して、ボランティアや「新しい社会運動」などを含む市民社会領域において様々な実験的試みがなされ、様々な担い手が我々の自由主義の新しい形態を摸索することに自覚的になることは、何らかの意味を持ちうるかもしれない。

本稿の素材の多くは政治思想を直接に扱つたものではない。ボランティアも「新しい社会運動」も自由主義の新しい担い手というにはあまりに形の定かならぬものであるといいうかもしれない。実際、担い手として、あるいは政治主体としての意識を期待することは、その本来的在り方に背反さえする可能性すらある。しかし、そ

彼らの活動領域の存在の内に政治を浮かべる事ができれば、政治イメージ自体の変容に繋がるかもしない。
我々は、「場違い」を消費せりだであらうか。

参考文献（包括的ではなく）

アラン・ブルーム、菅野盾樹訳『アメリカン・マイハムの終焉：文化と教育の危機』みすず書房、一九八八年（原著、一九八七年）

Jean L.Cohen and Andrew Arato, *Civil Society and Political Theory*, The MIT Press, 1995
William E.Connolly, *Identity/Difference: Democratic Negotiations of Political Paradox*, Cornell University Press, 1991 稲田敦也訳『アイデンティティ・パラドックス：差異・他者性の政治』石波書店、一九九八

———, *Political Theory and Modernity*, 2nd.ed., Cornell University Press, 1993 金田耕一訳『政治理論とモダニティ』トマス・昭和堂、一九九一

Harry Boyte, "BeyondDeliberation: Citizenship as Public Work", from *The Good Society*, spring 1995 [http://www.cpn.org/sections/new_citizenship/theory/boyte.html]

E・トクヤマ『「社』やくさ立たや』[[経書房、一九九六年

Michael J.Gerson, "Do do-gooders do much good?", *U.S.News & World Report*, April 28, 1997
Joe Loconte, "The Seven Deadly Sins of Government Funding for Private Charities", *Policy Review: The Journal of American Citizenship*, March-April 1997, Number 82.

Alasdair MacIntyre, *After Virtue: A Study in Moral Theory*, U.of Notre Dame Press, 1981
Alberto Melucci, edited by John Keane and Paul Mier, *Nomads of the Present: Social Movements and Individual*

Needs in Contemporary Society, Temple Univ Pr., 1989.

- , *Challenging Codes: Collective action in the Information Age*, Cambridge University Press, 1996.
- 見田宗介『現代社会の理論：情報化・消費社会の現在と未来』岩波書店、一九九六年
- “A More Intimate Volunteerism”, Editorial, *The New York Times*, April 26, 1997
- 西部邁『人間論』日本文芸社、一九九一年
- , 『思想の英雄たち：保守の源流をたどる』文芸春秋、一九九六年
- Theodore Lowi, *The End of The Republican Era*, University of Oklahoma Press, 1995, pp.249-250.
- ルソー、井上幸治訳『社会契約論』中公文庫
- 岡本仁宏「イアン・シャッピロ『民主主義者である二つの方法』——翻訳と紹介」『法と政治』四一卷第二号、一九九一年
- 、「自由主義の限界——その補完的公共イデオロギーについて」田口・中谷編『講座 現代の政治学 第二巻 現代政治の理論と思想』青木書店、一九九四年
- 、「自由主義とりップマンの『公共哲学』——自由主義と普遍主義的な補完的公共イデオロギーについて」『法と政治』関西学院大学法政学会、四六卷四号、一九九五年一二月
- 、「自由主義をめぐる諸問題——自由主義の一いつのフロントライン」『月刊フォーラム』一九九六年二月号（ただし、本論文は、印刷段階で注を落とされてしまったので、不十分な形になつている）
- 、「自由主義と『アジアのアイデンティティ』——近代化と西欧化への「アジア」の対応について」杉谷滋編著『アジアの近代化と国家形成：経済発展とアジアのアイデンティティ』御茶ノ水書房、一九九六年
- 、「西宮とボランティア…政府とボランティアとの関係によせて」「『西宮』に関する総合研究』関西学院大学「西宮」研究会、一九九六年
- 、「ボランティア」、阪神・淡路大震災関西学院報告書編集委員会『激震——その時大学人は——阪神・淡路大震災関西学院報告書』日本経済評論社、一九九六年
- 、「マイケル・ウォルツァー…政治哲学の意味」田口・中谷編『現代の政治理論家』法律文化社、一九九七年五
自由主義・ボランティア・公共性

論 説

110

月

- 、「市民社会、ボランティア、政府」立木茂編著『ボランティアと市民社会』晃洋書房、一九九七年六月
 ——、「市民社会論の諸論点について」『法と政治』関西学院大学法政学会、四八巻二号、一九九七年六月
 ——、「ボランティアと西宮市」高坂健次編著『地域都市の肖像：西宮・ある四〇万都市の総合研究』関西学院大学出版会、一九九八年四月
 ——、共同研究「リーサヒ and/or リストラース」参考資料、一九九八年七月 [<http://chu-shiba.kwansei.ac.jp/okamoto-seminar/okamoto/naRef.html>]
- 小野紀明『110世紀の政治思想』岩波書店、一九九六年
 テイビッシュ・オズボーン、トッド・ケーブラー著、野村隆監修、高地高司訳『行政革命』日本能率協会マネジメントセミナー、一九九五年
- Robert D. Putnam, *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton University Press, 1993.
 ——, "The Prosperous Community: Social Capital and Public Life," *The American Prospect* no.13 (Spring 1993): 35-42 (<http://epn.org/prospect/13/13putn.html>).
 ——, "Bowling Alone: America's Declining Social Capital," *Journal of Democracy*, vol.6, no.1, January 1995
 ——, "An Interview with Robert Putnam about America's Collapsing Civic Life", American Association for High Education Bulletin, September, 1995 [<http://epn.org/prospect/24/24putn.html>])

ハーメル「ハーメル著作集第四卷’実定法と自然法」東京大学出版会、一九六一年

Richard Rorty, 塙田恭彦訳『連帯の自由の哲学：二元論の幻想を超えて』岩波書店、一九八八

——, *Philosophy and the Mirror of Nature*, Princeton University Press, 1981 新家道一監訳『哲学と自然の鏡』産業図書、一九九三

——, *Consequences of Pragmatism: Essays, 1972-1980*, University of Minnesota Press, 1985 沢井尚（ほか）訳『哲学の脱構築：アーヴィング・スコポルの帰結』御茶の水書房、一九八五

Theda Skocpol, "Unravelling from above", *The American Prospect*, no. 25 (March-April 1996): 20-25 (<http://epn.org/prospect/25/25-cnt2.html>).

Michael Walzer, "Socializing the Welfare State," in Amy Gutmann ed., *Democracy and the Welfare State*, Princeton University Press, 1988.

——, "The Civil Society Argument" in Chantal Mouffe ed., *Dimensions of Radical Democracy: Pluralism, Citizenship, Community*, Verso, 1992 長澤・カナルシヤー・高橋康浩訳 千葉真解題「市民社会論」『政黨』一九九六年九月号

——, *What it means to be an American*, Marsilio Publishers Corp., 1992.

——, ed., *Toward a Global Civil Society*, Bergham Books, 1995.

Steven Waldman, "The Case for Paid Volunteering: A New Role for Charity Needs a Dramatic New Role for Government", *U.S. News & World Report*, April 28, 1997.
山之内靖『ハベーム社会の現代的地位』岩波書店、一九九六年

(一) 本稿は政治思想学会（一九九七年六月、国際基督教大学）報告要旨をリメイクしたものです。当日の同会、他の報告者、パネルから討論に参加してくださった方に感謝します。報告要旨に若干の手直しをしただけでありリカ
自由主義・ボランティア・公共性

論
説

111

- アイズとしては不十分ではあるが、すでにホームページ上（[<http://chu-shiba.kwansei.ac.jp/okamoto-seminar/>]）を公表している」ともあり印刷にかかる」とにした。文献資料などは、基本的に報告当時のままである。なお、本報告の後、思想史的な文脈を省き市民社会論の紹介をつけた形で「ボランティア活動の一いつの展開方向と市民社会論」について日本NPO学会（一九九九年三月二一日 於：慶應大学）で報告した（[<http://chu-shiba.kwansei.ac.jp/okamoto-seminar/okamoto/2v-ways & civilsociety.html>]）。
- (2) 二宮フサ訳『ラ・ロシェフーゴー箴言集』岩波文庫（原著は一六七八年）’それぞれ、エピグラフ、一一四—一頁。
 - (3) 田中浩・原田武雄訳『政治的なものの概念』未来社（原著は一九三一年）、七四頁。
 - (4) プラトン『国家』岩波文庫、一一一頁以下。
 - (5) アレハント『人間の条件』筑摩書房。
 - (6) ちなみに、このイデオロギー暴露の伝統は、何もマルクス—マンハイムの知識社会学やフロイトの無意識のリビドーの暴露の精神分析学などにその責を負わせるべきであるよりも、むしろ、近代自由主義の政治の世界の位置づけそのものに基づいている。
 - (7) 以下、一一一まで、拙稿「自由主義の限界——その補完的公共イデオロギーについて」田口・中谷編『講座 現代の政治学 第三巻 現代政治の理論と思想』青木書店、一九九四年、「自由主義とリップマンの『公共哲学』——自由主義と普遍主義的な補完的公共イデオロギーについて」『法と政治』関西学院大学法政学会、四六巻四号、一九九五年一一月、「自由主義をめぐる諸問題——自由主義の二つのフロントライン」『月刊フォーラム』一九九六年一月号（ただし、本論文は、印刷段階で注を落とされてしまつたので、不十分な形になつてゐる。本来の形は、[<http://chu-shiba.kwansei.ac.jp/okamoto-seminar/okamoto1996a.html>]）を参照。
 - (8) Theodore Lowi, *The End of The Republican Era*, University of Oklahoma Press, 1995, p.246, pp.249–250.
 - (9) 『戦中と戦後の間』みやや書房。
 - (10) Alasdair MacIntyre, *After Virtue: A Study in Moral Theory*, U.of Notre Dame Press, 1981 なお、この問い

- 以下二点は、次の拙稿資料を参照。「共同研究『リーガル and/or テコベントレス』参考資料」一九九八年 [<http://chushiba.kwansei.ac.jp./okamoto-seminar/okamoto/naRef.html>]
- (11) ハチャルシター「ハチャルシター」拙稿「マイケル・ハチャルシター：政治哲学の意味」田口・中谷編『現代の政治思想』法律文化社、一九九七年五月、を参照。イアン・ハヤドロ「ハチャルシター」、ヒッポアベラ、拙稿「マイケル・ハヤドロ『民主主義者である』」の方法》——翻訳と紹介』『法と政治』四〇巻第三号、一九九一年を参照。
- (12) Alberto Melucci, edited by John Keane and Paul Mier, *Nomads of the Present: Social Movements and Individual Needs in Contemporary Society*, Temple Univ Pr., 1989 : 三之内精『ハチャルシター社会の現代的地位』岩波書店、一九九六年の紹介を参照。他に周知のモヘビ社企画の『記念碑的著作として Jean L.Cohen and Andrew Arato, *Civil Society and Political Theory*, The MIT Press, 1995)
- (13) リバの文脈「ハチャルシター」President's Summit for America's Future ([<http://www.americaspromise.org/>] 1997) などの動きが典型的である。九七年本報告の直前に、大統領経験者を多数動員したホーリーホーム・アメリカの資金問題の解決への一大ページが催された。リバは既に終わっているが、しかしホーリーホーム自身はその後の運動の様子を伝へている。
- (14) Robert D.Putnam, *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton University Press, 1993.; “The Prosperous Community: Social Capital and Public Life,” *The American Prospect* no.13 (Spring 1993): 35-42 (<http://epn.org/prospect/13/13putn.html>) ; Harry Boyte, “Beyond Deliberation: Citizenship as Public Work”, from *The Good Society*, spring 1995 [http://www.cpn.org/sections/new_citizenship/theory/boyte.html] ; もの他 [<http://www.cpn.org/>] における諸論文を参照。
- (15) 摘稿「ホーリーホーム・西日本」高坂健次編著『地域都市の肖像：西日本・あわびの都市の総合研究』関西学院大学出版会、一九九八年四月、に具体的な事例についての論及がある。なお、関西学院大学での震災時のホーリーホーム活動の状況については、立木茂編著『ホーリーホームと市民社会』晃洋書房、一九九七年六月第一章、及び「オーマル自由主義・ホーリーホーム・公共性

論

説

三四

なみのふじわらせ」拙稿「ボーリング・アラウンド」阪神・淡路大震災関西学院報告書編集委員会『激震——あの時大学人は——阪神・淡路大震災関西学院報告書』日本経済評論社、一九九六年がある。

- (16) MMichael J.Gerson, "Do do-gooders do much good?", *U.S.News & World Report*, April 28, 1997; Editorial, *The New York Times*, April 26, 1997.
- (17) Theda Skocpol, "Unravelling from above", *The American Prospect*, no.25 (March-April 1996): 20-25 (<http://epn.org/prospect/25/25-cnt2.html>).
- (18) ボーリング・アラウンド「市民社会」ボーリング・アラウンド「市民社会」前掲立木茂編著『ボーリング・アラウンド市民社会』を参照。
- (19) "Bowling Alone: America's Declining Social Capital," *Journal of Democracy*, vol .6, no.1, January 1995.
- (20) "Turning In, Turning Out: The Strange Disappearance of Social Capital in America", *PS: Political Science & Politics* (December 1995); "The Strange Disappearance of Civic America," *The American Prospect*, no.24 (Winter 1996 [<http://epn.org/prospect/24/24putn.html>]).
- (21) "An Interview with Robert Putnam about America's Collapsing Civic Life", *American Association for Higher Education Bulletin*, September, 1995.
- (22) フ・トトキマ『「通」ダメで立たない』川喜田書房、一九九六年。
- (23) 市民社会論についての緒論点の提示についてふじわらせ」拙稿「市民社会論の諸論点について」『法と政治』関西学院大学法政学部「四八巻」1号、一九九七年六月、及びそれをリバイスしたふじわらせ「市民社会論の新展開」日本政治学会報告、一九九七年九月四日(於:成蹊大学)[<http://chu-shiba.kwansei.ac.jp/okamoto-seminar/okamoto/okamoto1997b.html>]を参照。
- (24) Michael Walzer, "Socializing the Welfare State," in Amy Gutmann ed., *Democracy and the Welfare State*, Princeton University Press, 1988.

(25) 例えば、兵庫県では「県民運動」という名前で、このよつたな領域の活動を支援しておられるが、そのスタンスの設定は容易ではない。また各地の自治体の政策体系においても同様である。まだ、この領域は、アメリカにおいても重要な政策的争点であり続けてくる。激しい介入主義への批判として、Joe Loconte, "The Seven Deadly Sins of Government Funding for Private Charities", *Policy Review: The Journal of American Citizenship*, March-April 1997, Number 82' 他方、歴史的事例も出して積極的育成・介入の不可欠性を強調するとして、前掲 Theda Skocpol, 1996 を参照。

(26) この規定は、明治二一年の市制町村制に遡る（「市（町村）制第一〇一条 市（町村）公共の事業を起し又は公共の安寧を維持するが為めに夫役及現品を以て納税者に賦課する」とを得）。なお、「市町村制理由」（一九三頁）には、「社会経済法の稍進歩したる今日に在りては旧時の夫役現品に代へて金納法を行ふに至れり然れども町村費の課出に於ては夫役現品の法を存するは特に必要なるのみならず往々便利なるものあり且古來の慣行今日に伝ふる者其例少からず夫役賦課は専ら道路、河溝、堤防の修築、防火水又は学校、病院の修繕等の為めに行ふものなり殊に村落に在りては農隙の時に以て夫役を課すとあは租税の賦課を軽減せんが為めに大に便宜とする所あり農民の如きは季節に依り夫役に応ずるを得るの間隙あり、と市民と其趣を異にする且地方道路の開通を要するもの将来必少かられる可きを以て夫役賦課の法を有するときは幾許か市町村の負担を軽減するの効ある、と必ずせり」とある。なお、カタカナをひらが書きかえて表記してある。

(27) ちなみに、アメリカにおいても公的な雇用を前提としたナル・サークル・サークルの導入を提唱する論者もある。Steven Waldman, "The Case for Paid 'Volunteering': A New Role for Charity Needs a Dramatic New Role for Government", *U.S. News & World Report*, April 28, 1997. この提案の場合には、様々な非営利団体へのスタッフカードを制度化するに近い。また、「公務カードの市民活動」についての把握については、Harry Boyte, "Beyond Deliberation: Citizenship as Public Work", from *The Good Society*, spring 1995 [http://www.cpn.org/sections/new_citizenship/theory/boyte.html] も参照。

自由主義・ボランティア・公共性